

2 申告書の記載例

【事例1】暦年課税を適用する場合

私は、父から現金100万円、祖父から上場株式5,000株の贈与を受けました。
暦年課税により申告します。

事例1

浦和 税務署長 平成25年分贈与税の申告書 FD4723
平成26年2月3日提出

提出用 高税務受付印

住所 〒XXXX-XXXX (電話 XXX - XXX - XXXX)
さいたま市浦和区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウダ イチ ロウ
氏名 甲田 一郎 (印)

生年月日 3/5/4年07月27日 職業 会社員

税務署整理欄 (記入しないでください)

整理番号 申告書提出年月日 災害等延長期限 出国年月日 死亡年月日

財産 財産 財産 財産 財産
事案 事案 事案 事案 事案
細目 細目 細目 細目 細目
コード 訂正
関与区分 修正

第一表 平成22年分以降用 (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

(単位は円)

I 暦年課税	贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細				財産を取得した年月日		
		種類	細目	数量	単価	年	月	日
I	住所 杉並区〇〇×丁目×番地 刃先 コウダ タロウ 続柄 父 氏名 甲田 太郎	現金・ 預貯金等	現金			平成25年	02月	17日
	住所 杉並区〇〇 ×丁目×番地 刃先 コウダ コウイチ 続柄 祖父 氏名 甲田 甲一	有価証券 上場株式等	〇〇 株式会社	5,000株	290	平成25年	10月	04日
I	住所 江戸川区〇〇町×丁目×番×号 刃先 コウダ コウイチ 続柄 祖父 氏名 甲田 甲一	有価証券 上場株式等	〇〇 株式会社	5,000株	290	平成25年	10月	04日
	住所 千代田区〇〇町×丁目×番地 △△証券△△支店 刃先 コウダ コウイチ 続柄 祖父 氏名 甲田 甲一	有価証券 上場株式等	〇〇 株式会社	5,000株	290	平成25年	10月	04日
I	住所 刃先 氏名					平成		
	住所 刃先 氏名					平成		
II 税分	財産の価額の合計額 (課税価格)	①				2450000	(最高2,000万円)	
	配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円	②						
	基礎控除額	③				1100000		
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④				1350000		
	④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤				135000		
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥						
	差引税額 (⑤-⑥)	⑦				135000		
相続時精算課税分 (「暦年課税」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税」の申告をされる方は、) 第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。								
III 合計	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑦の金額の合計額)	⑧						
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑨の金額の合計額)	⑨						
III 合計	課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩				2450000		
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨) 【100円未満切捨て】)	⑪				135000		
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫						
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額)	⑬						
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭				135000			
この申告書が修正 申告書である場合	差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪)	⑮						
	申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑭)	⑯						

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

☐ 税理士法第30条の書面提出有 通信日付印
☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (平25.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。